

10月の税務カレンダー

☆平成29年8月決算法人の確定申告

☆2月決算法人の中間申告 (法人・消費)

☆9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

・・・10月10日までに納付



【税務耳より情報】

【小売事業者等に対するレジ導入等支援制度について】

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むように以下の支援策が決定しています。

- *対象者 複数税率に対して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等
 - *補助率 原則 2/3 (3万円未満のレジの場合は、3/4)
 - *補助上限 1台あたり 20万円
 - *購入期間 2016年3月29日～2018年1月31日
 - *申請期限 2018年1月31日
- 詳細については、所員におたずねください。

《ちょっとランチタイム》

深谷市のおしゃれなカフェ ひさご さん (深谷市本住町6-33 電話 048-571-2192)
創作料理が中心ですが、お野菜がたっぷり入った和テイストのお料理です。店内は明るい落ち着いた雰囲気、家族でもゆったりお食事ができます。写真は、ディナーの定食です。ランチは、もちろんですが、夜には、居酒屋にもなって美味しいお料理とお酒も味わえます。深谷のおしゃれスポットです。



《社労士法人よりお知らせ》

最低賃金が変わります (全国平均で25円引上げ)

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、また、原則として都道府県内で働くすべての労働者(常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託等)とその使用者に対して適用されます。主な都県の最低賃金は次の通りとなります。

埼玉県	845円	→	871円	(平成29年10月1日発効)
群馬県	759円	→	783円	(平成29年10月7日発効)
東京都	932円	→	958円	(平成29年10月1日発効)

他県等詳しくお知りになりたい方は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

育児・介護休業法が改正されます

平成29年10月1日より、労働者が養育する子が認可保育園に入所できない場合等に、退職を余儀なくされる事態を防ぐこと等を目的として、育児・介護休業法が改正されます。改正内容は以下の通りとなります。

- ① 1歳6か月以降も認可保育園等に入れない等の場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになります。
育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。
- ② 事業主は、労働者若しくはその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。
- ③ 未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

【所員紹介】下山 功

☆誕生日 2月10日 ☆星座 みずがめ座
☆血液型 A型

9月1日に入社しました下山です。

前職は会計事務所の資産税専門部署にて主に相続の申告や対策業務に携わっていました。

一般会計業務はブランクがありますので初心にかえって勉強していきたいと思っております。

また、家庭では一男一女の二児の父として子育てに奮闘中です。休日に子供たちと接していると子供の成長には驚かされることばかりです。自分も子供たちに負けないよう日々努力していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひします。